

記載例

答弁書とは、被告が訴状（又は訴状に代わる準備書面）、支払督促正本（以下「訴状等」といいます。）に書いてある原告の言い分に対する自分の言い分を書くための書面です。被告が答弁書を提出せず、呼出しを受けた裁判の期日にも出頭しないときは、原告の言い分を認めたものとして、欠席のまま自己に不利な判決を受けることがありますので、注意してください。

平成 26 年 (ワ) 第 123 号 損害賠償 請求事件

原告 甲山 太郎

被告 乙川 二郎

期日呼出状等、裁判所から送付される書類に記載されているとおりに記載します。

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

答 弁 書

この書面を
作成した日

平成 26 年 6 月 5 日

千葉地方裁判所 ☒ 民事第 1 部 3A 係

事件担当部署は、裁判所から送付される書類中、裁判所書記官の名前の上部に記載されています。

☐ 支部 御中

1 被告の表示

あなたが個人の場合は、あなたの住所、氏名、電話番号、ファクシミリ番号を記載し、認め印を押します。法人その他の団体の場合は、本店等の主たる事務所の所在地、商号または団体の名称、代表者名、電話番号、ファクシミリ番号を記載し、代表者印を押します。

住所又は所在地 〒 260 - 0000

千葉市中央区中央〇丁目〇〇番〇号

氏名又は団体名 乙 川 二 郎 印

(団体の場合、代表者名) _____

電 話 番 号 043 - 0000 - 0000

ファクシミリ番号 043 - 0000 - XXXX

2 送達場所

裁判所があなたに訴訟に関する書類を郵送する際の宛て先になりますので、あなたが書類を受け取りやすい場所を記載してください。

被告に対する書類の送達は、以下の場所にあてて行ってください。

☐ 上記住所

☒ 勤務先 名 称 乙産業株式会社

住 所 〒 △△△ - △△△△

千葉県市川市〇〇〇△丁目△△番地

☐ その他の場所

住 所 〒 _____ - _____

氏 名 _____ (あなたとの関係) _____

電話番号 _____

3 訴状記載の「請求の趣旨」に対する答弁

- ☒ ☐ 原告 の請求を棄却する。
- ☐ 訴訟費用は原告 の負担とする
との判決を求めます。

訴状等の請求の趣旨に記載されている原告の請求に対し、あなたがそのような判決を求めるかを記載します。
・原告の請求を全部退けてもらいたい場合は、「原告の請求を棄却する。」「訴訟費用は、原告の負担とする。」と記載します（チェックする。）。

- ☐ ☐ 原告 の請求のうち、第 _____ 項の請求は認める。
- ☐ 原告のその余の請求を棄却する。
- ☐ 訴訟費用は原告 の負担とする。
との判決を求めます。

- ☐ 原告 の請求を認める。

原告の請求を全部認める場合は、こちらにチェックします。

4 訴状記載の「請求の原因」に対する答弁

- ☐ 訴状に「請求の原因」として書かれていた事実について
- ☐ 事実は全て間違いありません。
- ☒ 第 1 ないし 3 項記載の事実は認める。
- ☒ 第 5, 6 項記載の事実は否認する。

甲山さんからお金を返すように催促されたことは
ありません。

- ☒ 第 4 項記載の事実は知らない。

訴状等の請求の原因に記載されている原告主張の事実について、あなたがどの点を争い、どの点を認めるのかを明らかにします。
(1) 正しいと思う事実については、「…の事実は認める。」と記載します。
(2) 間違っていると思う事実については、「…の事実は否認する。」と記載し、どの点がどのように間違っているのか簡潔に記載します。
(3) 知らない又は分からない事実については、「…の事実は知らない。」と記載します。

- ☐ 私の言い分は次のとおりです。

4(1)に記載した事項以外で、あなたの言い分があれば簡潔に記載します。

私は、たしかに甲山さんからお金を借りたのですが、平成26年
2月12日に、甲山さんの奥さんにこのお金を返しました。
したがって、甲山さんの請求を認めることはできません。

5 ☐ 話し合いによる解決（和解）を希望します。

☐ その場合、

☐ 分割支払を希望します。

☐ 1 か月 _____ 円ずつ

☐ 支払開始日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から

☐ 毎月 ____ 日に支払います。

☐ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に一括で支払うことを希望します。

話し合いによる解決（裁判上の和解）を希望する場合は、和解の希望、具体的な和解案、その理由を記載します。なお、あなたが和解を希望しても、原告が希望しなかったり、条件面で合意できないときは、和解が成立しないことは御承知ください。

☐ 話し合いによる解決（和解）を希望する理由は次のとおりです。

（提出方法等）

答弁書は、原則として、〔原告の人数＋1〕通（1通は裁判所用）を用意し、裁判所から送付された期日呼出状に記載された提出期限までに、裁判所の事件担当部署に提出してください。提出は、郵送、ファクシミリ、窓口への持参のいずれでも可能ですが、原告に送付するための郵券が必要な場合がありますから、担当書記官に御確認ください。

答弁書には、下部にページ番号を付してください。

その他、御不明な点は、遠慮なく担当書記官にお尋ねください。